

平成 28 年度  
社会福祉法人犬山市社会福祉協議会  
事業計画



社会福祉協議会のシンボルマーク

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って明るい、  
幸せな社会を建設する姿」を表現していて、全国の都道府県、  
市区町村社協で共通のマークとして使用しています。

(昭和 47 年 6 月 全国社会福祉協議会 制定)

## ■基本方針

犬山市社会福祉協議会は、昭和57年6月に社会福祉法人として認可を得、公益性・公共性のある団体として、行政、地域住民、関係団体等との連携により、『「ふ」普段の「く」暮らしを「し」しあわせに』を合言葉に、犬山市における様々な地域福祉を目的とする事業を推進してきました。

しかしながら、昨今の社会福祉協議会を取り巻く環境は急激な変化をみせており、少子・高齢化の進行や生活様式の変化、価値観の多様化に伴い、人間関係や地域関係は希薄化し、地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会が対応すべき課題はますます増加してきております。

また、平成27年度の介護保険制度改正により、犬山市においても平成29年4月から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」がスタートします。新しい総合事業では、「住民主体」の生活支援サービスが介護保険制度の中に位置づけられており、これまで社会福祉協議会が使命として推進してきた地域福祉全体にも大きく影響を及ぼすものであります。

こうした現状を踏まえ、犬山市社会福祉協議会は、地域福祉と介護保険分野におけるこれまでの取組みを振り返り、事業の再編と組織体制の整備に努め、併せて経営の健全化を着実に進めてまいります。

地域福祉を進めるためには、在宅での暮らしを支援する様々なサービスを整備することに加え、地域の人々の結びつきを深めるため、助け合いや交流活動を盛んにすることがとても大切です。

このため、本年度は、これまでの社会福祉協議会の地域福祉活動の実践の中で培われた経験を活かし、地域に出向き、地域にある資源を活用し、地域全体で支えていけるような仕組みづくりに重点的に取り組んでまいります。

また、昨年度は、基金の取崩しなど、これまでにない財政状況の悪化に直面したことから、事業運営の変更や自主財源の確保、各事業・業務の見直しや改善といった組織基盤の強化が重要な課題となっております。

本年度は、犬山市社会福祉協議会の現状を真摯に受け止め、経営という観点から、いかに時代に応じた事業運営を行い、どのように犬山市社協を改革していくかを意識し、将来にわたりゆるぎない効果的で効率的な自立した経営体制を構築するよう努めてまいります。

このため、本年度は次の事項を重点推進事項として取り組んでいきます。

## ■重点推進事項

### 1. 社会福祉協議会の周知と強化

地域福祉の普及・宣伝のため、広報、ホームページや行事等で周知と浸透を図り、社会福祉協議会の事業・活動への市民の理解の向上に努めます。

- ・ 広報「社協だより」の発行
- ・ 産業振興祭や福祉まつりでのPR
- ・ 地域サロンでのPR
- ・ ホームページのリニューアル（新規事業）
- ・ 会員募集の地域での説明会（新規事業）
- ・ 職員による新規法人への訪問依頼（新規事業）

### 2. 地域サロンへの支援

「住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し、今後の総合事業を視野にいたした住民同士のつながりづくり、地域での支え合いの仕組みづくりを応援していきます。

- ・ ふれあいいいききサロン（地域サロン）への増額助成（新規事業）
- ・ 新たなサロンを立上げる企画・運営者の養成講座を開催（新規事業）
- ・ フードバンクと提携しサロンで提供する食品の一部を提供（新規事業）

### 3. 地域福祉事業の充実

心身機能が低下しても社会参加が可能となるよう高齢者や障がい者の外出の機会を増やし、地域での生活を支援します。

- ・ シルバーカー（手押し車）の購入助成
- ・ 車いすの購入助成（新規事業）
- ・ 福祉車輛の利用促進

### 4. ボランティアの育成と活動推進

地域福祉の担い手となるボランティアを育成し、ボランティア活動の活性化を図ります。また安全にボランティア活動をするため、ボランティア保険加入の周知・啓発に努めます。

- ・ 障害者支援ボランティア、災害ボランティアコーディネーターなど、各種ボランティア講座の開催
- ・ ボランティア保険加入の周知・啓発

#### 5. 生活困窮者支援の連携強化

生活困窮者の自立に向けて市や関係機関と連携を図り計画的、継続的な支援をおこないます。緊急に食糧援助が必要な困窮者へ食品の提供をおこないます。

- ・生活困窮者支援資金の貸付
- ・フードバンクと協定による食糧援助（新規事業）

#### 6. 訪問介護事業の強化

ホームヘルパーによる訪問介護事業について、勤務体制を見直し、多様化する利用者の要望に応えられるよう、支援可能な日を増やします。またヘルパーの持つスキルを活かし、地域や団体に対し介護講座を開催します。

- ・土、日、祝日の支援（新規事業）
- ・介護講座の開催（新規事業）

#### 7. 財政基盤の安定強化

これまでの社会福祉協議会の体制を見直し、直面する財政危機に対応するため、社会福祉協議会発展強化計画の策定をめざします。

- ・社会福祉協議会発展強化計画の策定（新規事業）

■社会福祉事業（サービス区分別による）

※本年度総予算額 222,867 千円 前年度 264,815 千円

1. 法人運営事業（本年度予算額 68,890 千円 前年度 72,367 千円）

法人の健全運営や社会・経済状況の変化に即した事業を適正におこなうため、自律的な経営基盤の強化を図るとともに、その提供する各種地域福祉サービスの質の向上ならびに事業経営の透明性の確保を果たすため次の事業をおこないます。

□法人運営事業【H28 予算 68,890 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 理事会等の開催	住民協働により各地域福祉事業を実施していくため、住民の参画を得て、事業、予算や決算等を審議していただきます。 ・理事会の開催 ・評議員会の開催 ・正副会長会の開催	○法人運営については、役員として理事 16 名、監事 3 名、決定機関等として評議員 40 名を町会長、民生児童委員、各団体を中心とする住民の方に担っていただいています。
(2) 監査の実施	事業の健全経営と透明性を図るため学識経験者と地域住民の代表の監事による監査をおこないます。	○年 1 回（5 月）
(3) 会員募集	住民による「福祉のまちづくり」への間接参加、社会福祉協議会の自主事業の実施の為に会員募集をおこないます。 【新規】地域へ出向き社協のおこなう地域福祉事業と会員募集の説明会を実施します。 【新規】新規法人へ職員が訪問し地域福祉へ貢献していただけるよう法人会員勧誘をおこないます。	○一般会員 会費 500 円 特別会員 " 2,000 円 法人会員 " 3,000 円 施設会員 " 2,000 円 (7 月 : 会員募集強化月間)

(4) ホームページの リニューアル	【新規】ホームページを一新し、魅力ある社協をわかりやすく紹介します。	【H28 予算 130 千円】
(5) 「社会福祉協議 会発展強化計画」 の策定	【新規】「地域福祉活動計画」の前段階として社協の組織づくりのための発展強化計画の策定をめざします。	
(6) 職員研修	組織力の向上、職員のスキルアップのため、職員を対象とした内部研修をおこないます。また県社協等が開催する外部研修に積極的に参加し、報告会等を行うことにより内部での情報共有を図ります。	○全体研修 ○外部研修
(7) 職員全体会議の 開催	社協事業の内容や課題について、職員間で情報を共有し、解決を図るため会議を開催します。	○随時
(8) 資格取得の奨励	業務に必要な資格取得を奨励するため、職員の資格取得、更新について支援をおこないます。	○介護支援専門員 社会福祉士 介護福祉士 障害者相談支援専門員 等
(9) 関係機関との ネットワーク	関係機関の開催する会議に職員が参加し、市民の声を聴くとともに共に協働して課題に取り組みます。	○民生委員児童委員協議 会 ○ボランティア連絡協議会 等
(10) 民間助成等の 情報提供	施設・ボランティア団体等への情報提供、及び申請があった場合の推薦書の交付をおこないます。	○生命保険協会、宝くじ助 成、車両競技公益資金記 念財団、日本財団など

(11) 実習生の受入れ	社会福祉の現場で活動することをめざす学生等に人材育成の一環として実習の場を提供します。	○社会福祉士実習生 介護職員初任者研修 実習生 等
(12) 避難訓練の実施	福祉会館の全館避難訓練に参加、協力します。	○年 2 回

## 2. 地域福祉推進事業（本年度予算額 7,698 千円 前年度 8,089 千円）

「住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり」を標榜する社会福祉協議会として、住民どうしのつながりづくりや心身機能が低下しても地域の中で社会参加できるようなささえあいづくりに取り組んでいきます。また地域福祉について住民にわかりやすく利用しやすい事業を展開し、「犬山市社会福祉協議会」への市民の理解の向上をめざします。

### □地域福祉事業【H28 予算 6,790 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 社協支部の設置と活動支援	より身近な住民本位の地域福祉を推進するため、市内各地区の社会福祉協議会の支部に対し、地区の福祉課題に対する自主的な取り組みを支援していきます。	【H28 予算 2,544 千円】 ○支部共通事業 ・社協会員募集、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金への協力 ・福祉施設慰問 ○支部独自の取り組み ・まちなか茶論 ・青色パトローラーによる防犯交通安全運動 ・高齢者世帯配食サービス等
(2) ふれあい・いきいきサロンへの支援	地域でのつながりづくりのために、住民が自ら取り組む、仲間づくりや異世代交流を目的とする「つどいの場」の開設を支援していきます。 【新規】サロンの助成金額の上限を引き上げ、開催回数に応じた増額をおこないません。 【新規】新規サロンの立上げを応援し初期費用として 15,000 円を助成します。	【H28 予算 825 千円】 ○開催 1 回あたり 1,000 円を助成(上限 24,000 円) ○新規立上げ費用 15,000 円を助成



	<p>【新規】サロンリーダー養成講座を開催し、地域サロンを企画運営する方を育成します。</p> <p>【新規】フードバンクと提携し、お茶や菓子などの食品の一部を提供します。</p>	<p>○サロンリーダー養成研修（5回）</p> <p>○食品は人数、開催頻度に応じ提供</p>
(3) 手押し車（シルバーカー）購入費一部助成	歩行の不安定な65歳以上の高齢者の外出支援の為に、手押し車（シルバーカー）の購入を助成します。	<p>【H28 予算 700 千円】</p> <p>○定額 5,000 円</p>
(4) 福祉車両の貸出し	<p>歩行の困難な車いす利用者等の通院、買物、旅行など外出・社会参加の支援の為に福祉車両を貸出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7人乗りリフトアップ車両 1台</li> <li>・ 3人乗り車いすスロープ車両 2台</li> </ul>	<p>【H28 予算 693 千円】</p> <p>○無料（3日間以内） 燃料費実費負担 10キロ/100円</p>
(5) 車いすの貸出し	ケガや病気で歩行が困難な高齢者等で一時的に車いすが必要な方に車いすを貸出します。	<p>【H28 予算 20 千円】</p> <p>○無料（3ヵ月間を上限）</p>
(6) プロジェクター、スクリーンの貸出し	【新規】ボランティア団体等の研修やイベントに活用できるプロジェクターとスクリーンを貸出します。	○無料
(7) 綿菓子機、ポップコーン機の貸出し	町内会、子ども会、ボランティア団体、福祉団体等が開催する非営利のイベントに活用できる機材を貸出します。	○無料
(8) 高速印刷機の利用提供	町内会、子ども会、ボランティア団体、福祉団体等が非営利でおこなう会議や行事などで使用する資料、チラシ作成のために印刷機の利用提供をします。	<p>【H28 予算 990 千円】</p> <p>○無料（印刷用紙持参）</p>

(9) 紙折り機の利用提供	【新規】高速印刷機で印刷した資料やチラシの紙折りを効率的に作業するため紙折り機を設置し利用提供します。	○無料
(10) 広報紙「社協だより」の発行	地域福祉に関する情報発信と社会福祉協議会ならびにボランティアセンターの活動について広く市民に周知を図ります。	【H28 予算 800 千円】 ○年 3 回(7・10・2 月) 26,700 部発行
(11) 「福祉まつり」の開催	市内の福祉・ボランティア団体や福祉施設と協力してイベントを開催し、広く市民の参加を得て、福祉に対する理解を深めます。	【H28 予算 160 千円】 ○市民健康館自主事業実行委員会との共催により「秋桜・福祉まつり」として毎年 1 回秋に開催

□結婚相談事業【H28 予算 758 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 結婚相談所の開設	出会いと良縁を提供する場として、専任相談員を配置し開設します。 また登録者等が本人同士で直接会って、気の合う人を探せるようにお見合い交流会を開催します。	○相談員 5 名 毎週土曜日、第 2 水曜日 登録料 1,000 円 (1 年間有効)

□心配ごと相談事業【H28 予算 150 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 心配ごと相談	困り事や心配ごとを身近な人に話せずに悩んでいる方の為に、相談の場を開いています。また相談内容に応じて専門相談や関係機関につなげていきます。	○第 1・3 木曜日開設 相談員 5 名

3. ボランティア活動支援事業（本年度予算額 9,737 千円 前年度 4,544 千円）

団塊の世代が定年を迎えることで、その世代の方々が持つ豊富な知識、経験、スキルの有効活用と同時に社会参加・貢献による役割づくりが求められています。

社会福祉協議会内ボランティアセンターでボランティア活動に関する相談、支援をおこないます。あわせて情報発信と養成講座を開催しボランティアの輪が広がっていくことをめざします。

□ボランティアセンター事業【H28 予算 7,433 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) ボランティア 団体・個人の登録	ボランティア活動をしている団体と個人の活動を把握し、活動調整や情報提供、問題解決をおこないます。	
(2) ボランティア 保険の加入促進	安心、安全にボランティア活動をおこなっていくためにボランティア保険制度の周知と加入をすすめていきます。	○保険料 基本プラン 250～350 円 天災プラン 330～480 円
(3) ボランティア情 報コーナーの設 置	福祉会館 1 階ロビーに情報板を設置し、団体の活動や行事の案内等を掲示します。	
(4) ボランティアセ ンターだよりの 発行	ボランティアセンター広報紙「もおやっこ」を「社協だより」内に掲載し、ボランティア活動に関する情報や講座・行事の開催を市民に周知します。	【H28 予算 200 千円】 ○年 2 回発行
(5) ボランティア関 連図書等の貸出 し	ボランティア活動に興味・関心のある方にボランティアに関する図書や DVD を貸出します。	○ボランティアロビーに 設置
(6) ボランティア 相談員の配置	専任相談員を配置し、ボランティア活動を希望する人と依頼したい人の調整や相談をおこないます。	【H28 予算 54 千円】 ○毎週月曜日開設

(7) 福祉体験研修	市新任職員を対象として、障がい者の特性を理解し、コミュニケーションスキルを習得できるように障がい者とボランティアを講師にして開催します。	【H28 予算 60 千円】 ○年 1 回開催
(8) 西尾張ブロックボランティアフェスティバルへの協力、参加	西尾張の 14 市町村のボランティアが一堂に会し、交流や活動紹介をおこなう集会の開催に協力、参加します。	【H28 予算 25 千円】 ○開催場所 津島市

□ボランティア育成事業【H28 予算 2,304 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) ボランティア基礎講座の開催	ボランティア活動に関心を持つ方を対象に、ボランティアのいろはを紹介し、活動のきっかけづくりとして気軽に参加できる講座を開催します。	【H28 予算 100 千円】 ○年 1 回開催 課程 2 日
(2) 手話講座の開催	ボランティアサークルと協働して入門講座を開催し、手話の普及とボランティアの育成に努めます。	【H28 予算 80 千円】 ○年 1 回開催 ・ 課程 1 日
(3) 要約筆記者養成講座の開催	ボランティアサークルと協働して講座を開催し、要約筆記の普及とボランティアの育成に努めます。	【H28 予算 181 千円】 ○年 1 回開催 ・ 課程 8 日 講義・実技 8 回
(4) 視覚障がい者支援ボランティア養成講座の開催	目の不自由な方の外出支援や日常生活を支援するためのガイドヘルプや点訳、音訳についての基本を学び、ボランティアの育成に努めます。	【H28 予算 190 千円】 ○年 1 回開催 ・ 課程 3 日 講義・実技 8 回
(5) 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催	災害発生時にその被害の復旧や復興の支援に駆けつけるボランティアの調整拠点となる災害ボランティアセンターのスタッフを養成します。	【H28 予算 73 千円】 ○年 1 回開催 ・ 課程 2 日 講義 2 回・実技 2 回

<p>(6) 夏休み福祉体験学習の実施</p>	<p>市内小中学校の児童・生徒を対象に、福祉について理解するきっかけづくりの為、夏休みを利用して福祉施設での体験学習をおこないます。</p>	<p>【H28 予算 130 千円】 ○年 1 回開催 ・体験福祉施設 子ども未来園、児童センター、老人ホーム等</p>
<p>(7) ボランティア連絡協議会への活動支援</p>	<p>ボランティア団体のネットワークを作り相互交流と情報交換をおこなう連絡協議会に活動助成します。</p>	<p>【H28 予算 400 千円】 ○登録ボランティア団体 26 グループ 個人 3 名</p>
<p>(8) ボランティア団体への活動支援</p>	<p>ボランティアセンターに登録しているボランティア団体を対象として、活動費助成をおこないます。</p>	<p>【H28 予算 750 千円】 ○延べ活動人数に応じて 6,000～24,000 円を助成 (別途連協加入 3,000 円)</p>
<p>(9) 「ボランティアのつどい」の開催</p>	<p>広く市民を対象にボランティアについての関心を高め、ボランティア間の交流を深める場として、つどいの開催を支援します。</p>	<p>【H28 予算 400 千円】 ○年 1 回開催 ・主催 ボランティア連絡協議会</p>

4. 共同募金配分金事業(本年度予算額 13,213 千円 前年度予算額 13,933 千円)

□一般募金配分金事業【H28 予算 7,313 千円】

市民から寄せられた「赤い羽根共同募金」の配分金を財源として、地域の福祉課題の解決や乳児から高齢者までの幅広い世代の福祉の増進の為に事業を展開します。

事業名等	内 容	備 考
(1)95歳敬老 記念品の贈呈	95歳の高齢者を対象に、ご長寿をお祝いして、記念品を贈呈します。	【H28 予算 255 千円】
(2)初めて出会う 絵本プレゼント	生後5か月児を対象に、読み聞かせを通じた保護者とのふれあいや読書のきっかけづくりのため絵本をプレゼントします。	【H28 予算 600 千円】 ○絵本2冊
(3)修学旅行支度金 の助成	生活保護等低所得世帯及び母子家庭等医療費を受給の児童・生徒を対象に修学旅行の参加を支援します。	【H28 予算 1,975 千円】 ○助成額 小学生 12,000 円 中学生 17,000 円 高校生 22,000 円
(4)車いす購入費一 部助成	【新規】介護保険や障害者福祉サービスの対象外の方が車いすを購入する場合に助成をおこないます。	【H28 予算 320 千円】 ○定額 8,000 円
(5)公募制地域活動 支援	ボランティア・NPOなど団体を対象に、地域福祉推進に関する事業を公募の上、公開プレゼンテーションをおこない審査員により助成額を決定します。	【H28 予算 399 千円】 ○1位から10位までにランク付けをおこない、1位を50,000円までの100%助成とし、以下5%ずつ減額して助成

(6) 弁護士による法律相談	相続や離婚などの事案について、弁護士が法的なアドバイスをおこないます。	【H28 予算 285 千円】 ○月 1 回 (9 件) 第 1 木曜日開設 (無料)
(7) 「福祉実践教室」の開催	福祉教育の一環として、市内小中学校で児童・生徒を対象に障がい者による講話や車いす、手話、点字、要約筆記、盲導犬、ガイドヘルプ等の福祉体験をボランティアの協力を得ておこないます。	【H28 予算 500 千円】 ○実施校 小学校 10 校 中学校 4 校
(8) 災害見舞金支給	地震、暴風雨等の自然災害や火災により、家屋に被害に遭った被災者へ見舞金を贈ります。	【H28 予算 60 千円】 ○家屋全壊 30,000 円 家屋半壊 15,000 円 床上浸水 10,000 円
(9) 雇用準備資金の貸付	解雇や派遣切り等で職を失い、生活費や再就職活動資金が不足している者に資金貸付をおこないます。	【H28 予算 600 千円】 ○貸付上限額 30,000 円 無利子、据置期間 3 ヶ月
(10) 生活困窮者支援資金の貸付	日々の生活に一時的に困っている生活困窮者に資金貸付をおこないます。	【H28 予算 360 千円】 ○貸付上限額 30,000 円 無利子、据置期間 3 ヶ月
(11) 法外援護の実施	資金貸付の要件を満たさず、日々の食費に困るような生活困窮者や行旅困窮者に援護金を支給します。 【新規】緊急に食糧支援が必要な場合にフードバンクと提携し食糧支援をおこないます。	【H28 予算 50 千円】 ○支給額 生活費 最高 10,000 円 行旅人 最小限の旅費 ○食糧支援 1 回 1,500 円 (フードバンク利用料) 3 週間分相当食糧を支給 1 件 3 回まで
(12) 子どもの遊び場遊具の助成	町内管理の遊び場の遊具等の修理費を助成します。	【H28 予算 100 千円】 ○修理費の 3/4 以内 上限 100,000 円

<p>(13) 福祉団体への活動支援</p>	<p>【H28 予算 1,316 千円】</p> <p>地域福祉を推進する福祉団体の活動に対し助成をおこないます。</p> <p>○助成団体</p> <p>民生児童委員協議会、身体障害者福祉協会、更生保護女性会、心身障害児(者)父母の会、尾北地区聴覚障害者福祉協会、単位子ども会、市子供会育成連絡協議会、しらゆり会</p>	
<p>(14) 社協だより「共同募金」の特集</p>	<p>赤い羽根共同募金運動の啓発の為、その趣旨や使い道について周知されるように広報紙を発行します。</p>	<p>【H28 予算 400 千円】</p> <p>○年 1 回(10 月発行)</p>



□歳末たすけあい配分金事業【H28 予算 5,900 千円】

市民から寄せられた「歳末たすけあい募金」を財源として、市民の参加や理解を得て、支援を必要とする方々が地域で安心して暮らせる一助となるように福祉活動をおこないます。

事業名等	内 容	備 考
(1) 歳末慰問金品の贈呈	<p>低所得者、母子世帯、障がい者及び施設入所者等に慰問金(品)を贈ります。</p> <p>○対象者・施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯</li> <li>・準要保護世帯</li> <li>・特別障害者手当等受給者</li> <li>・市内外母子生活支援施設(キルシェハイム等)入所者</li> <li>・市内福祉施設入所者(児童、障害者施設) <ul style="list-style-type: none"> <li>溢愛館、ひかり学園、水平館(介護老人施設、乳児院)</li> <li>ぬく森、白寿苑、さくらんぼ(養護老人ホーム、援護寮)</li> <li>養護老人ホーム、アークヒルズ</li> </ul> </li> <li>・市外福祉施設入所者(児童養護施設、身体・知的障害者(児)施設等)</li> <li>・東日本大震災による避難世帯</li> </ul>	<p>【H28 予算 4,070 千円】</p> <p>○贈呈内容(※27 年実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯 5,000 円</li> <li>・準要保護世帯 5,000 円 + 就学児童 × 2,000 円</li> <li>・特別障害者手当等受給者 3,000 円</li> <li>・母子生活支援施設入所者 5,000 円 + 2 人目以降世帯員 × 2,000 円</li> <li>・児童、障害者施設入所者 3,000 円</li> <li>・介護老人施設、乳児院施設に 30,000 円</li> <li>・養護老人ホーム、援護寮慰問品 1 人 1,200 円相当</li> <li>・震災避難世帯 5,000 円 + 2 人目以降世帯員 × 2,000 円</li> </ul>
(2) ふれあいホットサロンの開催	<p>生きがいサロン利用の高齢者、児童センター「ぼんぽこ広場」を利用する幼児とその保護者、ボランティア等との地域での交流会を開催します。</p>	<p>【H28 予算 210 千円】</p>
(3) 子ども会交流事業の実施	<p>地域の多世代交流を促進するため、子ども会が主催する行事等で、その地域の高齢者も参加して開催する交流会等に対し助成をします。</p>	<p>【H28 予算 400 千円】</p> <p>○助成額</p> <p>参加者一人につき 300 円 食事提供があれば 500 円 ※上限額 50,000 円</p>

(4) 視覚障がい者交流会の開催	視覚障がい者支援ボランティアと利用者との交流会を開催します。	【H28 予算 20 千円】 ○年 1 回開催
(5) いもほり交流会	養護老人ホームのお年寄りが育てたさつまいもを子ども未来園等の子どもたちと一緒にいもほりをして交流します。	【H28 予算 50 千円】
(6) 福祉団体の実施する事業への助成	<p>【H28 予算 490 千円】</p> <p>福祉団体が開催する行事に対し助成をおこないます。</p> <p>○開催内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市老人クラブ連合会「スポーツ大会」</li> <li>・心身障害児者父母の会「クリスマス会」</li> <li>・身体障害者福祉協会「身体障害者ふれあいクロリティ大会」</li> <li>・母子寡婦福祉会「入進学児童激励会」</li> <li>・保護司会「社会を明るくする運動」</li> <li>・子どもサポートクラブ東海「学習支援」</li> </ul>	
(7) 民間保育所施設整備費の助成	老朽化した設備の更新などを目的として民間保育所の施設整備のための助成をおこないます。	<p>【H28 予算 200 千円】</p> <p>○対象施設</p> <p>白帝保育園 犬山さくら保育園</p>
(8) 声の広報	視覚障がい者に広報「いぬやま」「社協だより」等を音読した録音テープ、CDを配付します。	<p>【H28 予算 160 千円】</p> <p>○月 2 回録音、配付</p>
(9) おもちゃ図書館、おもちゃ病院	おもちゃの貸出しをおこなう「おもちゃ図書館ポニーの部屋」とおもちゃの修理をおこなう「おもちゃ病院ポニー」をボランティアの協力を得て開設します。	<p>【H28 予算 270 千円】</p> <p>○開設日</p> <p>毎週水曜日、 第 1・3 土曜日</p>

<p>(10) こころの居場所「はなみずき」への支援</p>	<p>精神障がい、ひきこもり等で日頃、他者との交流の少ない方が自由に出入りし、語らいができる場所を設け、同じ立場の人やボランティアとのかかわりにより孤立感の解消や精神的な安定を図ります。</p>	<p>【H28 予算 30 千円】 ○開催日時 毎月第1・3火曜日 13:00~17:00 開催 場 所：余遊亭 利用料：100 円(お茶代)</p>
--------------------------------	---	---

5. 居宅介護支援事業（本年度予算額 31,420 千円 前年度 40,784 千円）

□居宅介護支援事業【H28 予算 31,201 千円】

居宅介護支援事業(ケアマネジメント)は介護保険の要介護認定を受けられた市内の高齢者に対し、疾病、身体・認知機能、生活環境や介護者の状況などの適切なアセスメントをおこなった上で、介護支援専門員(ケアマネジャー)がその人その人に応じた個別の介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、要介護者の尊厳を保ちながら、その人の持つ心身の機能を活かして自立した生活を過ごしていただくように支援します。

事業名等	内 容	備 考
(1)居宅介護支援 (ケアマネジ メント)	<p>公正中立の立場で、介護支援専門員が利用者本位の介護サービス計画の作成をおこないます。</p> <p>■ケアマネジメントサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス計画の作成依頼</li> <li>・訪問面接、相談、契約</li> <li>・アセスメント(生活課題の分析抽出)</li> <li>・介護サービス計画の作成</li> <li>・介護サービスの提供(依頼、調整)</li> <li>・モニタリング(サービス提供状況の把握、担当者会議の開催)</li> <li>・評価、再アセスメント</li> <li>・介護サービス計画の修正</li> </ul>	○計画作成目標 140 件/月

□介護者のつどい事業【H28 予算 219 千円】

介護者どうしの意見、情報交換の交流ならびに介護に役立つ研修の場として「介護者のつどい」を市の委託により開催します。

事業名等	内 容	備 考
(1)介護者のつどい の開催	寝たきり等要介護者の在宅での介護者を対象に、リフレッシュと交流を目的に食事会や研修等をおこないます。	○年 3 回開催

6. 訪問介護事業（本年度予算額 34,907 千円 前年度 53,793 千円）

ホームヘルパーの派遣により介護保険制度による要支援・要介護認定を受けた高齢者や市が必要と認めた一人暮らし等の高齢者、及び障害者総合支援法の障がい福祉サービス、市地域生活支援事業による障がいのある方々が自立した日常生活を営むことができるように身体介護や生活援助等をおこないます。

訪問介護事業所として適正な事業規模を維持し、安定した事業継続のために常勤、非常勤職員を含めた人員の適切な人材管理をおこない、離職の防止、雇用形態の変更、処遇改善を適宜見直して人材確保に努めます。

また新たに勤務体制を見直し、多様化する利用者の要望に応えられるよう、土、日、祝日も支援をおこないます。

併せてヘルパーの持つスキルを活かし、地域や団体に対し介護講座を新たに開催します。

□訪問介護事業

事業名等	内 容	備 考
(1) 訪問介護	介護保険の要支援・要介護認定を受けた方を対象として、その利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようケアプランに基づいて、生活援助及び身体介護など生活全般にわたる援助をおこないます。 【新規】土、日、祝日の支援	○介護保険法
(2) 高齢者生活支援	市が必要と認めた要支援認定前の一人暮らし等で、かつ身体が虚弱な高齢者に、調理、買物、掃除等の生活援助をおこないます。	○市施策
(3) ヘルパー研修	事業所のヘルパー全員を対象にして、ヘルパーの資質向上と質の高い均一なサービス提供をめざして研修をおこないます。	○毎月1回開催 ○主な内容 ・ 困難事例のケース検討 ・ 介護食の調理実習 ・ 感染症についての学習 ・ 介護手法について

(4) 介護講座	【新規】地域や団体等からの要請に応じ、介護の手法や介護用品の使用方法などヘルパーによる講習をおこないます。	○随時
----------	---	-----

□障がい者居宅介護事業

事業名等	内 容	備 考
(1) 居宅介護	障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、家事援助や身体介護、生活上の相談及び通院時の介助など生活全般にわたる援助をおこないます。	○障害者総合支援法 障がい福祉サービス
(2) 同行援護	視覚障がい者で、移動に著しい困難がある方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護等の支援をおこないます。	○障害者総合支援法 障がい福祉サービス
(3) 移動支援	屋外での移動が困難な障がい者（児）が充実した日常生活を営むことができるよう、社会生活に不可欠な外出や社会参加のための外出時の援助をおこないます。	○市施策（地域生活支援事業）

7. 相談支援事業（本年度予算額 12,108 千円 前年度 16,258 千円）

「犬山市社会福祉協議会障がい者地域相談支援センター」として「一般相談支援事業所」、「特定相談支援事業所」及び「障がい児相談支援事業所」を運営し、地域の障がい者（児）、その保護者、介護者などからの相談に応じ、情報提供、助言等をおこなうとともに虐待の防止や権利擁護のために必要な援助をします。

□障がい者地域相談支援センター事業【H28 予算 9,442 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 一般相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本相談支援 障がい者等からの相談に対応します。</li> <li>・ 地域移行支援 入所施設・精神病院等を利用する18歳以上の者を対象として地域での生活へ移行するための支援として相談、計画作成、外出支援及び住居確保等をおこないます</li> <li>・ 地域定着支援 居宅において単身で生活を始めた障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援をおこないます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者総合支援法</li> <li>○ 市内他事業所 せせらぎ(犬山病院)</li> </ul>
(2) 特定相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本相談支援 障がい者等からの相談に対応します。</li> <li>・ 計画相談支援 障がい者からの相談に応じ、サービス事業者等との連絡調整をおこない、福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成、サービス等の利用状況の検証をします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者総合支援法</li> <li>○ 市内他事業所 せせらぎ(犬山病院) 伽<sup>が</sup>耶(NPO ぽんぽこ ネットワーク) ひかり(ひかり学園) じもく(まみずの里) そわか (有限会社西三条)</li> </ul>

<p>(3) 障がい児相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本相談支援 障がい児や保護者からの相談に対応します。</li> <li>・ 計画相談支援 障がい児からの相談に応じ、サービス事業者等との連絡調整をおこない、福祉サービスを利用するための障害児支援利用計画の作成、サービス等の利用状況の検証をします。</li> <li>・ 障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等をおこなうとともに、障害児支援利用計画の作成をおこないます。</li> <li>● 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）をおこない、サービス事業者との連絡調整などをおこないます。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者総合支援法</li> <li>○ 市内他事業所 が 耶 (NPO ぽんぽこ ネットワーク) ひかり (ひかり学園) そわか (有限会社西三条)</li> </ul>
---------------------	--	--



□日常生活自立支援事業【H28 予算 2,666 千円】

判断能力の低下により日常生活に不安がある高齢者、障がい者のために適切な福祉サービス等を利用しながら安心して暮らせるように日常生活自立支援事業をおこないます。

事業名等	内 容	備 考
(1)日常生活自立支援の実施	<p>高齢者や障がい者等で判断能力に不安があり、自己選択・決定の難しい方の在宅での生活を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの利用援助 1,200 円/回</li> <li>・日常的な金銭管理サービス 1,200 円/回</li> <li>・重要書類等の預かりサービス 3,000 円/年</li> </ul>	<p>○県社協事業 ○本人の意思による契約を経て実施</p>

8. 高齢福祉推進事業（本年度予算額 42,810 千円 前年度 53,931 千円）

□老人クラブ連合会指導員派遣事業【H28 予算 1,206 千円】

老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営を事務局として補佐するため、老人クラブ指導員を市の委託により配置します。

事業名等	内 容	備 考
(1) 老人クラブ指導員の配置	老人の社会参加促進のための単位老人クラブの育成、指導及び市老人クラブ連合会の行事や活動の相談・指導、事務をおこないます。	○指導員 1 名

□敬老事業【H28 予算 3,905 千円】

「長年にわたり社会や家庭に貢献してきた老人を敬愛し、長寿を祝う」ことを趣旨として、市の委託により、敬老週間に「75 歳のつどい」を開催します。また結婚 60 周年、50 周年を迎えられたご夫婦をお祝いし記念講演会を開催するとともに祝い品を贈ります。

事業名等	内 容	備 考
(1) 「75 歳のつどい」の開催	75 歳の高齢者を対象につどいを開催し、これまでの労をねぎらい敬老のお祝いをします。	【H28 予算 3,367 千円】 ○地区別開催 ○アトラクションと会食
(2) ダイヤモンド婚、金婚祝講演会	結婚 60 周年、50 周年を迎えられたご夫婦をお祝いし記念講演会を開催します。	【H28 予算 188 千円】 ○記念品 犬山焼夫婦湯呑

□高齢者生きがいサロン事業【H28 予算 37,699 千円】

介護予防をおこない健康寿命を延ばすことは重要なテーマとなっています。そのためには高齢者自身が積極的に外出し、地域の活動への参加で他者と交流したり、趣味活動をとおして生きがいややりがいを見つけたりすることが大切といわれています。65歳以上の高齢者の生きがいづくりや健康づくり、認知症・介護予防を目的とした交流の場として、市の委託により「生きがいサロン」を運営します。

事業名等	内 容	備 考
(1) 生きがいサロンの運営	<p>市内8カ所の老人憩の家等で、運動機能や認知機能が低下しつつある高齢者を対象に、通所により絵手紙、気功、体操、俳句・川柳、大正琴などの介護予防教室やレクリエーションによる軽運動をおこない、ハリのある楽しい一日を過ごしていただき、機能維持と改善に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設日 月～金曜日（祝日も開催）</li> <li>・時 間 10:00～15:00</li> <li>・利用料 200 円</li> <li>・送迎料 100 円</li> <li>・昼食代 400 円</li> </ul>	<p>○開催場所及び開催日数</p> <p>犬山西老人憩の家 4日/週</p> <p>五郎丸老人憩の家 1日/週</p> <p>前原老人憩の家 3日/週</p> <p>ふれあいプラザ 2日/週</p> <p>羽黒老人福祉センター 2日/週</p> <p>羽黒東部老人憩の家 3日/週</p> <p>楽田老人福祉センター 2日/週</p> <p>長寿館（福祉会館2階） 2日/週</p> <p>○人員配置（一施設）</p> <p>正職員又は 嘱託職員1名、 非常勤職員1名</p>

9. 資金貸付事業（本年度予算額 1,964 千円 前年度 1,021 千円）

愛知県社会福祉協議会の委託により、他の機関からの借り入れが困難な低所得、障がい者、高齢者世帯を対象に、世帯の経済的自立、生活意欲の助長促進、在宅福祉・社会参加を目的として、民生・児童委員、市福祉課等関係機関と連携を取り、専門職員を配置し、適正な生活福祉資金等の貸付と償還事務手続きをおこないます。

□生活福祉資金貸付事業【H28 予算 1,480 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 福祉費	自立した日常生活をおくることができるよう一時的に必要な生業、技能修得、住宅改修、障がい者用自動車の購入、療養、冠婚葬祭等にかかる費用の資金貸付をおこないます。	○償還期間 3～20 年 貸付利子 無利子 連帯保証人有 無 年 1.5% " 無
(2) 緊急小口資金	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に立替的に少額の経費の貸付をおこないます。	○貸付限度 10 万円以内 償還期間 8 か月以内 貸付利子 無利子 保証人 不要
(3) 教育支援資金	学校教育法に規定する高校、短大、大学、専修学校に修学するための費用と、入学に際し必要な経費を貸付けます。	○償還期間 20 年以内 貸付利子 無利子 保証人 不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
(4) 不動産担保型生活支援資金	現在居住している自己所有の住居に、将来にわたって住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その建物、土地を担保として生活資金の貸付をします。 ○貸付対象 不動産評価額 1,500 万円以上 ※マンションは非該当 不動産に賃借権、抵当権の設定無 単独、又は同居の配偶者との共有 等の諸条件あり	○貸付限度 土地評価額の 70% 償還期限 終了時に一括償還 貸付利子 3%又は長期プライムレート利率 連帯保証 推定相続人から 1 名

(5) 要保護世帯向け 不動産担保型生 活支援資金	不動産を保有する要保護状態の高齢者世帯に対し、不動産を担保に生活資金の貸付をおこない、世帯の自立支援や生活保護制度の適正化に寄与します。	○貸付対象 ・不動産評価額概ね 500 万円以上※集合住宅含む ・保護実施機関が認める世帯
(6) 総合支援資金	失業等による日常生活の困窮や生活の立直しのために、一時的な資金貸付をすることで解決・自立できる世帯に、生活支援の貸付をおこないます。 ○生活支援費 就職して生活再建する間の生活費 ・貸付限度 単身月額 15 万円以内 複数月額 20 万円以内 ・貸付期間 最長 12 カ月以内 ○住宅入居費 住宅手当緊急特別措置事業の住宅手当対象者に賃貸契約を結ぶために必要な費用 ・貸付限度 40 万円以内 ○一時生活再建費 生活を再建するための一時的な日常生活費で賄えない費用 ・貸付限度 60 万円以内	○償還期間 最大 20 年内 貸付利子 連帯保証人有 無利子 " 無 年 1.5% ○市福祉課、ハローワーク等の関係機関と連携して事業をすすめます
(7) 臨時特例つなぎ 資金	生活保護や住宅手当などの受給が決定している者に、手当等の給付までの間の生活費について貸付けます。	○貸付限度 10 万円以内 無利子

□くらし資金貸付事業【H28 予算 484 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) くらし資金	不時の出費等の為に、日々の暮らしの維持が困難になった低所得世帯に対し、必要な生活費等のつなぎ資金の貸付をおこないます。	○貸付限度 10 万円以内 償還期間 12 か月 貸付利子 無利子 連帯保証人 必要

10. 基金運営事業（本年度予算額 120 千円 前年度 95 千円）

地域福祉の充実のための財源として、多年にわたる市民からの寄付金と犬山市からの補助金をもとに「市民福祉基金」を設け、その利子を地域福祉事業に活用します。

また、社会福祉協議会がおこなう各事業が安定して円滑に遂行されるよう介護保険事業の剰余金を積み立て「運営基金」を設けています。

□市民福祉基金運営事業【H28 予算 80 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 市民福祉基金	基金の利子を一般会計に繰入れ、他の寄付金と合わせて地域福祉事業の財源として活用します。	○預入先 市内各銀行、信用金庫、農協 ・定期預金にて運用

□運営基金運営事業【H28 予算 40 千円】

事業名等	内 容	備 考
(2) 運営基金	各自主事業所の設備、備品、車両等の更新費用、採算悪化への準備金として活用を予定しています。	○預入先 信用金庫 ・定期預金にて運用